

所得税の確定申告と
市県民税の申告

○所得税の確定申告

期間 (注1)	申告会場	受付時間 (注2)	対象の人
2月15日以前	高崎税務署	午前8時30分～午後4時 (相談開始は午前9時から)	還付申告の人
2月16日から 3月15日まで	ビエント高崎 (高崎市問屋町2-7)	午前9時から 午後4時まで	全ての人
3月16日以降	高崎税務署	午前8時30分～午後4時 (相談開始は午前9時から)	還付申告の人 (注3)

(注1) 土日祝日を除きます(2月21日(日)および2月28日(日)は開場します)。

(注2) 午後4時前であっても受付を終了する場合があります。

(注3) 確定申告をしなければならぬ場合や3月15日までの申告を要件とされる控除などの適用を受ける場合を除きます。

●入場の際に検温を実施します。咳・発熱などが認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
なお、来場の際は、マスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。

●還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和2年分の還付申告は、令和7年12月31日まで申告することができません。

●確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場で当日配布しますが、国税庁のLINE公式アカウントから事前発行もできます。

●自宅のパソコンなどから国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」を利用すれば、いつでも申告書を作成できます。作成した申告書は添付書類を添えて郵送で提出してください。

送付先▼〒370-8611 高崎市東町134-12 高崎税務署 宛
国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

問合せ▼
高崎税務署個人課税第一部門
(☎027-322-4711)

○市・県民税の申告

会場▼(☎201・202会議室、(☎)基幹集落センター研修室
期間▼2月12日(金)～3月15日(月)
※土日祝日を除く

受付時間▼午前9時～午後4時
※(☎)・(☎)でも簡易なものに限り確定申告の受付を行います。次のいずれかに該当する人は上記税務署の会場で申告をお願いします。

○青色申告○譲渡所得(土地・建物・株式など)○外国為替証拠金取引(FX)による所得○修正申告・更正の請求○初回の住宅ローン控除○肉用牛の売却による所得○山林所得

※右記以外にも、上記税務署の会場をご案内する場合がありますのでご了承ください。

申告書は郵送で提出することも可能です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できるだけ郵送で提出をお願いします。

来庁される場合は、症状の有無に関わらず、来庁前の検温、当日のマスク着用をお願いします。また、発熱など風邪の症状がある場合には、来庁をお控えください。

問合せ▼
国税務課市民税係
(☎内線1064)
(☎内線2122)
(☎内線2122)
(☎内線2122)
(☎内線2122)

松住民福祉課税務係
松住民福祉課税務係
松住民福祉課税務係
松住民福祉課税務係

農業用免税軽油の申請手続の
集中受付期間が始まります

軽油に課される軽油引取税(1ℓあたり32・1円)は、農業に使用する場合などは、あらかじめ手続を行うことで免除されます。

免除の対象▼ほ場の耕うん、栽培管理など、農業者が農作業を行うために使用する機械の燃料として使用する軽油
集中受付期間▼2月1日(月)～19日(金)(土日・祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分

受付場所▼高崎行政県税事務所
手続▼

①あらかじめ県知事に「免税軽油使用者証」と「免税証」の交付申請を行います。

※申請には「耕作証明書」や申請する農業用機械の確認書類が必要です。

②交付された「免税証」を、給油の際に軽油販売業者に提出し、免税軽油を購入・使用します。

③使用后、伝票や領収書などとともに、数量などを報告します。

問合せ▼
高崎行政県税事務所
(☎027-322-6297)